

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歳)

(歳)

(歳)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
課税価格の計算	取得財産の価額 農業相続人(第12表⑤)	①	円	円	円	円	
	の価額 その他の人(第1表①+第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦	00				
	あん分割合 $\left(\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}\right)$	⑧	1.00				
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑦の金額)	⑩	00	00円	-	00円
		農業投資価格超過額(第12表③)	⑪	B			
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

財産を取得した人の氏名							
課税価格の計算	取得財産の価額 農業相続人(第12表⑤)	①	円	円	円	円	
	の価額 その他の人(第1表①+第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦					
	あん分割合 $\left(\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}\right)$	⑧					
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑦の金額)	⑩				
		農業投資価格超過額(第12表③)	⑪				
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。